

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月30日

佐賀県知事 古川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項） 第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(184) 略 (185) 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項の規定による変更の届出の受理に関すること。 (186) 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (187)～(188)の2 略 (189) 動物の愛護及び管理に関する法律第23条の規定による勧告及び命令に関すること。 (190) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項） 第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(184) 略 (185) 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による変更の届出の受理に関すること。 (186) 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項（<u>同法第24条の4において準用する場合を含む。</u>）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (187)～(188)の2 略 (188)の3 <u>動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による命令に関すること。</u> (189) 動物の愛護及び管理に関する法律第23条（<u>同法第24条の4において準用する場合を含む。</u>）の規定による勧告及び命令に関すること。 (190) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項（<u>同法第24条の4において準用する場合を含む。</u>）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(191)～(196) 略</p> <p>(196)の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取りに関すること。</p> <p>(196)の3 略</p> <p>(197)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>(190)の2 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(190)の3 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項及び第2項の規定による変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(191)～(196) 略</p> <p>(196)の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項及び第3項の規定による犬又は猫の引取りに関すること。</p> <p><u>(196)の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第4項の規定による犬又は猫の返還及び譲渡に関すること。</u></p> <p>(196)の3 略</p> <p><u>(196)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2の規定による通報の受理に関すること。</u></p> <p>(197)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。